

## 大雪山国立公園内スノーモビル等の乗入れ規制調整会議（平成 28 年度）議事概要

1. 日時 平成 28 年 12 月 19 日（月）10:30～11:35

2. 場所 上川総合振興局 4 階展望会議室

※当日出席者変更：

- ・上川総合振興局環境生活課 神谷主事が欠席。
- ・上川総合振興局南部森林室 田村係長が欠席。濱田次長が出席。
- ・旭川山岳会 狩野副会長が欠席。土屋顧問が出席。

（1）平成 27 年度シーズンにおけるスノーモビル等乗入れ規制対策実施結果について  
○環境省上川自然保護官事務所から、資料 1～4 に沿って説明した。

（2）平成 28 年度シーズンの対策について

○環境省上川自然保護官事務所から、資料 5～7 について説明した。これを踏まえ、本年度、環境省では、関係機関、団体の協力を得つつ、資料 6 「平成 28 年度大雪山国立公園内におけるスノーモビル等の乗入れ規制普及啓発活動実施要領」のとおり取組を実施することとした。

（3）その他

（上川中部森林管理署 本間主任森林整備官）

- 北海道森林管理局管内では国有林内へのスノーモビルの乗入れを原則として認めていない。一部、有害鳥獣捕獲や人命救助等の場合にスノーモビルを使用した入林許可を出す場合がある。本年度もこの取扱いに変更はない。
- 平成 25 年度から浮島峠で監視パトロールを行っており、今年も実施予定。チラシを配布して、モビル利用者に説明をする予定。
- 平成 27 年度は北見峠での監視を行ったが、乗入れを確認したモビル数は大きく減少した。

（上川総合振興局南部森林室 浜田次長）

○道有林においても、スノーモビルの乗入れは認めていない。取り扱いは例年と同様。

（旭川山岳会 土屋顧問）

○地上での監視とセスナからの監視飛行は、同時に行うことで効果が期待できると思う。今年度の合同パトロールは例年よりも早く 1 月に行われるが、今年はセスナによる監視飛行の時期はどうか。

（環境省上川自然保護官事務所 榎首席自然保護官）

○1 月下旬と 3 月下旬にそれぞれ実施することを考えている。

**(富良野山岳会 山名理事長)**

- 富良野市ベベルイ地区では、原始の泉に水汲みに行くスノーモビル利用者が殆どで、規制区域のある山の中に入ろうという人はあまり見ない。
- 東幾寅地区には帯広方面から、スノーモビルの愛好者が来る。スノーモビルの牽引車はスノーモビルを下ろしたらその場から移動し、モビルが帰るときにまた同じ場所に迎えに来るといふ動きをするようだ。
- 南富良野では冬場の農地でモビルにお客さんを乗せて遊ばせて収入を得ているアウトドアの業者が結構いる。そういった業者は、農地の所有者に許可を得て行っているようだ。
- 一方、スノーモビルでスキーヤーを山の上に連れて行くという利用もあるようだ。
- 健全なスノーモビル乗入れ者もいる中で、スノーモビルを利用する者に行き先の詳細を聞いたり、強い指導をしたりしづらいことがある。

**(環境省上川自然保護官事務所 榎首席自然保護官)**

- 適正な利用については何ら問題はない一方で、聞くことによって問題がある案件が含まれ、気づく場合もある。その中で悪質と思われるものがあれば、連絡をいただきたい。
- また、新たなスノーモビルの利用形態については、情報提供感謝。

**(層雲峡ビジターセンター 佐久間氏)**

- 山スキーやスノーシューを利用してガイドをしている際に、スノーモビルが突然目の前に出てきて衝突しそうになったことがあった。実際に衝突などが起こったら、警察としてはどのような対応になるのか。

**(北海道警察旭川方面本部 堀田警部)**

- 自然公園法に基づくスノーモビルの規制区域内であれば、そもそも同法に違反する案件として処理されると考えられる。当該規制区域外であれば、交通事故における過失傷害と類似していると考えられるが、状況にもより一概にはいえない。